

平成26年6月11日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 松 田 俊 和 6番 岡 光 廣 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 林 眞 敏 10番 中 山 五 雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 八 谷 伸 治 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 江 崎 文 男 総 務 課 長 北 島 徹 企 画 課 長 高 島 浩 介 税 務 課 長 坂 井 忠 明 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健康福祉課長 岡 義 行 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 原 槇 義 幸 生 涯 学 習 課 長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成26年6月11日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
9	9番 林 眞敏	1. 防災対策の現状と問題点は 2. 町内の空き家対策は

日程第2 議案審議

議案第33号 上峰町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第34号 平成26年度上峰町一般会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第35号 上峰町固定資産評価員の選任について

日程第5 議案第36号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 議案第37号 上峰町監査委員の選任について

日程第7 議案第38号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について

日程第8 議案第39号 平成25年度（繰越分）農業集落排水事業〔機能強化〕坊所地区汚水処理施設機械電気設備工事の請負契約の締結について

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前9時29分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、9番林眞敏君お願いいたします。

○9番（林 眞敏君）

皆さんおはようございます。朝のさわやかな空気のもとにしっかりとした発言をしたいと思います。執行部のほうは端的にお答えをいただきたいと思っております。

通告書に従い、実施をしております。

質問事項1、防災対策の現状と問題点は。要旨、地区防災対策・自主防災組織確立への行政指導はどうであるかということ、行政がどのような指導をされているかということについてです。

2項、町民センターの避難誘導訓練の実態は。その中で、特に現在、問題意識を持っているかと。町民センターの避難誘導、これ全般にわたって問題意識を持っているかという点でございます。

3項、防災行政機能（無線を含む）の進捗状況は。資料があれば要求ということで、金額的な資料はいただいております。その中で、地域内連絡用放送設備との連携は。今、井手口区を除いてそれぞれ地区の放送設備を持っておられるようですけれども、それとの接続はどのように考えているかということでございます。

大きな2項め、町内の空き家対策は。その中で、放置空き家への認識はどうであるかと。昨日も同僚議員が質問いたしましたけれども、私は観点が違う防災、盗難、防犯というほうでなくて、別のアプローチでもって質問させていただきたいと思っております。

同じく2項、業者の管理空き家については情報交換等はあるのかと。これについては、聞きたいことは、現在町にも宅建業者がそれぞれいらっしゃいますけれども、これが持っている空き家、管理空き家ですね、私の町にも私の家から半径300メートル以内に3軒空き家がありますけれども、そのような空き家は行政としては捉えているのか、あるいは何らかの情報交換等はされているのか、あるいは提供等はできるのか、あっせんということはできないとは思っておりますけれども。

以上、2項目についてよろしく願いをいたします。

#### ○議長（中山五雄君）

それでは1点目、防災対策の現状と問題点はということで、その中の1点目、地区防災対策・自主防災組織確立への行政指導はどうであるかということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○総務課長（北島 徹君）

皆様おはようございます。それでは、質問事項の1、防災対策の現状と問題点の質問要旨1番、地区防災対策・自主防災組織確立への行政指導はどうであるかの林議員の御質問にお答えをしております。

災害は、いつ、どのような形で誰に降りかかるかわからないと、そういうものだということでございますけれども、その災害による被害を最小限に食いとめるためには、自助、共助、公助の連携が大切になってまいります。その中で、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神に基づき、地域住民が自主的に結成する組織が自主防災組織であるというふうに

理解をいたしております。

さて、本町におきましては、自主防災組織の結成を区長会に働きかけをいたしまして、その後、防災士による研修を行い、八女市立花町に区長さん、それから民生委員さんで先進地研修という形で研修にも出かけていただくというところを行っております。また、これとは別に、上坊所地区におきましては、自主的に平成25年8月に佐賀市西城内地区自主防災組織を地区役員で視察をされ、その後、重松区長を中心に自主防災組織の立ち上げに向け、鋭意努力をされておるところでございます。遠くない時期に、上坊所において自主防災組織が結成されるものと期待をいたしておるところでございます。

以上でございます。

#### ○9番（林 眞敏君）

総務課長の答弁は、私も知っております。

現在、私の立場としては、私は今、県知事から地域防災リーダー、また県の防災アドバイザーとして委嘱を受けております。この私の持っているノウハウ、認識から見ると、まだまだ相当格差があると。今、課長が西城内の、これは田中さんという人だと思いますけれども、この方の指導、あるいは立花町には私も行きました。まだまだ、ベンチマークによると28年度までに24区全て自主防災組織をつくるというぐあいに町づくりプランには書いてあります。しかし、現在、もう既に26年、上坊所1件というのが実情であろうと。あと1年半、2年以内にあと23区全部、そういうことができるのかどうかですね。あるいは、それだけの危機意識があるのか。

この町は確かに今まで長い歴史のうちでは大きな災害というのは見当たらなかったかもわかりません。しかし、昨日、同僚議員の質問にもありましたように、ゲリラ豪雨、これは地球全体の問題として、いつどこに起こってくるかもわからないという、このような災害、あるいは地震災害等も予期できない災害であろうと。これに備えるには、やはり課長も言いましたように自助、共助、公助。みずから自分たちは自分たちで守るんだというのは、個人ではそう、あるいは地域でもそう、このような意識は醸成されていないということなのか、あるいは行政はそれは指導しないのか、任せているのかということ、このあたりの認識は相当にまだまだ町民の方々と行政の方々、あるいはそれに関心を持っておられる方との三者は物すごく差があると思います。ここの意識をどのように小さくしていくか、行政と地域が一体となることができるかと。

私は平成23年、議員としてなって一番最初のころから自主防災、自主防災と口を酸っぱく言っておりますけれども、現実なかなか難しい、なかなか進まない。このままでは、果たして28年度まであと残りができるのかどうか、これについてどのような施行過程でこれを進めていくのか、回答をお願いしたいと思います。

#### ○総務課長（北島 徹君）

今後この自主防災組織をふやしていくためにどのようにするのかというお尋ねでございますけれども、基本的には、地区には区長さんがその地区の代表としていらっしゃいますので、我が町としては地区の区長さんに働きかけを今後も強めていって、上坊所のように少しでも前に向かって進むような地区をふやしていく必要があるかと思っております。

先ほど言われましたように、その28年の目標が迫ってきてもおりますので、そこら辺につきましても、あくまで自主的に設立していただく必要もございまして、その組織が組織としての力を継続的に発揮するためにも、自分たちでやっぱり立ち上げて、自分たちでやろうという気持ちになっていただくのが一番ではなかろうかということでも思っております。

ですので、そこら辺のつくっていただくようお願いしていくということ、自分たちでやろうという気持ちになっていただけるそのバランス、そこら辺を見ながら今後とも組織が1つでも2つでも早期に立ち上がるように努力をしまいたい、そのように考えております。

以上でございます。

#### ○9番（林 眞敏君）

ありがとうございます。私も防災担当、防災のノウハウとして、できるだけ、これはもちろん区長さんも大変ですけれども、さらに一歩踏み込めば、一住民の方々が、これがどのような意識を持っていただけるかと。私はもう既に2年近くになりますけれども、町の広報紙に防災コラムというので20回ぐらい毎月出しております。これは地域の方々に一つでもそれなりの啓蒙をしていきたいという心からと、これを出しているわけです。この点をしっかり酌み取っていただいて、何とか一日でも早く住民の安心・安全、これを進めていただきたいと思います。

それから、もう1つ、地区防災ということ述べましたけれども、これは行政が持っている地域防災というのと違います。地区防災というのは、ことしの3月、内閣府で出されたガイドラインというのがあります。これはどういうものかということ、現在持っておるのがこれでございますけれども、ガイドラインというのがあります。これによりますと、自主防災と抱きかかえるところもあるかとも思いますけれども、地区防災というのは地域の方々がボトムアップ式に防災を考えていこうということですね。行政が地域防災というものを考えることと違って、地域が、地区がそれぞれうちの町は大丈夫、うちの地域は大丈夫、ここの前の溝は大丈夫か、この道は雨が降ったら通れるのか、ここは雨が降って道がわからないから落ちるのではないかとかいうことを地区の方々が1つずつ潰していこうという、その地区防災ガイドラインというものの考え方です。これについても、恐らくまだ行政の方々には浸透していないとは思いますが、ここを自主防災とあわせてやっていただきたいと思います。

ちょっと、これは私が昨日急遽、慌ててつくった資料ですけれども、何が書いてあるかということを見ると、東日本大震災では、防災のための教育や訓練がしっかり行われたところ

で、人々の大事な命が助かったケースがたくさんありましたと。こういうぐあいを書いてあります。一日も早く、計画的に防災組織の確立というところまでいきませんが、一歩でも前に出ていただきたいと。そのためには、私も防災士としてノウハウは幾らでも提供いたしますので、その辺りをしっかりとかいつまんで、一歩一歩進んでいただきたいと思います。

北島課長も大変ですけども、区長さんではなくて住民の方々、これを啓蒙していただきたいと思いますけれども、もう1件ちょっとどのように28年度まで進めていかれるかを具体的までいかないと思いますが、こうしたい、ああしたいということをお答えいただければ幸いです。

#### ○総務課長（北島 徹君）

区長の皆様方をお願いすると同時に、林議員にはいろいろと御指導、御協力をいただいておりますけれども、この防災につきまして、町民の方々に考えていただくような、そういった啓蒙啓発、そういう面にも同時に進めてまいりたいと、そのように考えております。その中身については、ちょっと私も急にはわかりませんので、いずれにしろ、そういった実際に大震災とか起こっておりますので、そういった他人事ではないそういう災害に対処するために、地域防災、地区防災が非常に大切だというようなことを、行政としても町民の皆様方にお知らせをして、その組織の立ち上げのほうに向くようにやってまいりたいというふうに今考えております。

以上でございます。

#### ○9番（林 眞敏君）

これは老婆心ですけども、2年前ですか、福岡県の立花町、3年前になりますかね、これで研修に各区長さんそれぞれ行きました。

現在、私の掌握している範疇では一番近くにいい見本があります。それは、何年前ですか、竜巻が起こった佐賀市内、北川副ですけども、ここはそれを契機に、この竜巻というものを契機に自主防災組織というものがきちんとできました。場所は非常に近いところですので、できれば北川副に研修に行っていたいただければ、向こうの自治会長もしっかり自主防災、もちろん自治会長自身も防災士さんでありますけれども、そういうノウハウ、テクニック、これを十分持っておられますので、老婆心ながら、もし研修に行かれるのであればそういうところも紹介をしたいと思っております。

以上、この件については質問を終わります。次に進んでいただきたいと思えます。

#### ○議長（中山五雄君）

次へ進みます。町民センターの避難誘導訓練の実態は、問題意識はあるのかということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○生涯学習課長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。私のほうからは、9番林議員の質問事項1、防災対策の現状と問題は、質問要旨、町民センターの避難誘導訓練の実態は、問題意識はあるかという御質問に対して答弁をいたします。

まず、特に問題意識を持っているのかとお尋ねでございます。恐縮ながら常々問題意識と緊張感を持って臨んでおりますと、まずお答えをさせていただきます。

町民センターの避難誘導訓練は、年に2回実施しております。昨年は、11月18日と3月7日の2回、秋及び春の全国火災予防運動に合わせて実施をいたしました。訓練は、消防法による自営消防訓練としまして、119番を使用した通報訓練と、消火活動、避難誘導を同時に行う総合訓練を行っております。町民センターホールでは200名を越す集客が可能ですので、防火管理者を中心に教育長以下、職員全員で訓練を行います。訓練は、出火発見の後、館内一斉放送をする係、消防署へ通報をする係、避難を誘導する係、消火器による初期消火をする係、消火栓による放水消火をする係と役割を決めて行います。職員の多くが上峰町消防団の経験者であり、本部長経験者もおりますので、緊張感のある中、迅速かつ的確な対応を求めて実施をしております。

さらに、日常的に防災を意識し、防火扉の周辺確認やガスの元栓確認を初め、施設の傷みぐあいについても意識を注いでおります。今回、御紹介になりますが、劣化しておりました町民センターの避難口誘導灯全92台を2カ年計画で交換し、非常時の避難誘導に支障を来さないよう整備をいたします。今後も問題意識の積み重ねを常とし、職員一同で防災に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○9番（林 眞敏君）

生涯学習課長からのお答え、ありがとうございました。

この町民センターは、私の思っているところで避難誘導というのが一番問題ではないかと思っております。もちろん、今まで過去、大衆が集まっておる場所、これでの事故というのは、ほとんどが避難誘導と。避難誘導の不適切による事故というのがほとんどですね。思い起こせば、明石の花火のときの大量将棋倒しの事故、あるいはキャバレーと言ったらちょっと悪いですが、大衆は集まって踊ったりするような場というんですかね、こういうところでも多数の死者が出ているのは、これは全て避難誘導と。これが事故、あるいは死亡者を出している原因ではないかと。

何を言いたいかという、現在、町民センターというものを眺めて見たところ、火災というものを想定したときに避難用の非常口というのは左右後方個々にありますけれども、左側の非常口というもののドアを開けてみると、入り口の階段まで登っていかにかい、煙は上に上がると。当然火災のときの煙は上に上がりますね。それなのに煙と同じように行ってくださいというような非常口の構造ですね。右のドアを開けると、もちろん上に上がる、あ

るいは事務所のほうに行く道、これが非常口になっております。この長い通路というものは、やはり考えれば将棋倒しになるような、このような要素を最初から呈しておるといようなものです。もちろん多数が入っていなければそれなりのものはあると思いますけれども、あの劇場は数百人、満杯になった場合に、もしそこに非常事態が起こった場合には、避難誘導といって係員もそう簡単にはできるものではないと、早く外に出るとというのが一番ですね。そのためにはどうするかと。今の町民センターの構造自身も少し私は問題があるのではないかと考えております。

もしこれが消防法、あるいは建築基準、これにも該当しないのであれば、ドアの右側、トイレがあるところ、そここのところに大きな窓がありますね。このような窓は必要なのかどうかと。かえってそこは開けてでも非常口にすれば避難というのが一番早くできるのではないかという、このような疑問点を持っております。

その命、一番大切なのは早く外に出してあげるということが、長い通路をごそごそそそそ行って将棋倒しになるよりも、一番近い逃げ口があれば、そこに避難させるのが最適な方法であると。これは、私は提案ですけれども、この町民センターで、北側のガラス戸が非常口として改良されれば非常に多く安全というものを確保できると、このように思っておりますけれども、これは防災という観点からですけれども、これについて果たしてそれができるのかどうか、あるいはどうしたいかということをお話、あるいは生涯学習課長、これの本当に思っていることを述べていただきたいと。それをするによって、一歩前に進むか進まないかの瀬戸際にあると思っておりますので、このあたりどのように思っておられるか、説明をお願いしたいと思います。

#### ○生涯学習課長（吉田 淳君）

議員におかれましては、かねてより町民センターの防災面について御指導いただき、本当にありがとうございます。

今回、非常口についても町民センターホールの右出入り口を出ましたところに大きなガラス戸があります。間口が1メートル90センチ、高さ2メートル70センチという大きな明かりとりのガラスがあります。当初、町民センターの避難計画といたしましては、ホール、中は704名が4分の1ずつに分かれて、ホールの前面右から出る方、ホールの左から出る方、またホールの後ろを両側の扉から出る方と、4分の1ずつが避難をするという計画をしております。また、そのときに、ばい煙装置が働きまして、煙は真っすぐ建物の外に排煙するという構造にはなっております。今回、非常口のその明かりとりの箇所について、私どもも議員御提案いただいております件を、建築基準法、また消防法の観点から検討をさせていただいております。消防署より現地も確認いただき、誘導灯の配置などを含め、前向きな御意見をいただいております。工事費の概算設計についても終了をしております。

今回は、避難口誘導灯の整備を先に着手することとさせていただきましたが、非常口の追



加につきましても町民センターのなお一層の活性化を推進し、機会あるごとに協議してまいりたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

皆さんおはようございます。ただいま9番林議員からの質問でございますけれども、このことにつきましては、着任早々に館長及び課長と話しております。

一番最初に気づいたのは、センターにおいでになられるとき車椅子の方がおいでになりました。車椅子の方が来られたときにどのように避難を誘導したほうがいいのかということで、その場所としては、今、議員さんが言われたところではなかろうか、それで車椅子で避難される時に通常避難される方等の混雑が大きな影響になるんじゃないかなということ、速やかに出すには北のほうではなかろうかということで検討させてきたところでございます。

以上でございます。

**○議長（中山五雄君）**

いいですか。

**○9番（林 眞敏君）**

できるだけ早くいい方向に向かっていただけるように、よろしくお願いいたします。

次をお願いいたします。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。防災行政機能の進捗状況はということです。地域内連絡用放送設備との連携はということで、執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（北島 徹君）**

それでは、次に3番の防災行政機能（無線を含む）の進捗状況はというお尋ねでございますけれども、防災機能を強化するために、いわゆる防災行政無線の設置に向け、防衛省所管の目達原駐屯地周辺無線放送施設設置助成事業に現在取り組んでいるところでございます。

それで、資料ということでございましたので、資料をお配りしておりますが、ここで大変申しわけございませんが、資料の1カ所だけ訂正を、ぜひ御承諾をお願いしたいと思います。

資料をごらんいただきたいと思いますが、資料の平成26年度計画のところでございます。その補助金額、これが2,812千円ということで、今回の予算にも計上をいたしておりますけれども、この計のところ、下のところが間違って2,811千円と、2のところ間違って1になっております。これは2ということで、御了解をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。

それでは、この資料でございますけれども、これは平成25年12月時点のものでございますので、これに少し時系列的に補足をさせていただきたいというふうに思います。

この資料は、25年度から28年度ということになっております。ですが、まず25年度の前に、

平成24年度にこの事業申請を行うための基本設計というものを、町単独予算で行っております。それから、平成25年5月に概算要求、平成25年12月に概算設計による事業申請というものをしております。そして、今議会に上程しております平成26年度一般会計補正予算（第2号）に、国からの内示による歳入予算と事業採択に基づきます実施設計に要する歳出予算を計上いたしております。

そこで、この資料では、平成27年度建設工事一式というふうになっておりますが、これにつきましては、これはあくまでその時点での本町の要望でございますので、この工事施工につきましては、国の予算関係によりまして、平成27年度及び28年度の2カ年継続事業になる可能性もございますので、その点は申し添えておきたいというふうに考えております。

さて、お尋ねの地域内連絡用放送設備との連携はというところでございますけれども、いわゆる公民館の屋根の上に設置をされております放送設備との連携ということだというふうに思います。現在、各地区に設置をされておりますこの放送設備というのは、有線放送設備でございますので、今回この目達原駐屯地の関係での放送設備の設置事業につきましては、デジタル無線というふうになっております。ですので、この新しいデジタル無線と地区で今現在活用されております有線放送の設備の機械的な連携というものはできないということになっております。ですので、こちらのほうといたしましては、デジタル無線の補完的な設備として、今現在使用をされております有線放送設備につきましては、それを活用していただきまして、より重層的な情報伝達体系というものを各地区において確立していただければというふうに考えております。

なお、このデジタル放送の設備の点につきましては、先ほど申し上げましたように、今現在予算をお願いしておりますので、実施設計というふうな段階に入っております。その実施設計をいたしまして、12月に防衛省のヒアリングがございますので、そのヒアリングに向けて実施設計にまず取り組むと。その中で、あくまで目達原駐屯地周辺無線放送施設設置助成事業ということでございますので、その事業の趣旨、それから事業採択要件、それと実際の運用計画上の問題等、そういうものをこの実施設計の段階などで防衛省のほうからの指導を受けながら組み立てていくということになるかと思っております。

以上でございます。

#### ○9番（林 眞敏君）

ということは、今の地域の連絡用、公民館の無線というのは、全く接続はできないと。デジタルとアナログという観点からも、ということでしょうか。あるいは、もしできるのであれば、経費的にも削減と言ったらおかしいですけども、デジタルとアナログの関係でどこまでが接点が設けられるのか、ちょっともう少しわかりませんでしたので、お願いをしたいと思います。

#### ○総務課長（北島 徹君）

少し、そこの部分が、説明が不足しておりまして、大変申しわけございません。

基本的に、先ほど申し上げましたように、地区の放送設備と申し上げますのは有線放送で、上のスピーカーから音を出すという形になっておりまして、今回防災無線につきましては、デジタル防災無線と。これをできないと申し上げましたのは、1つには私も専門的によくわかりませんが、インターフェイスが合わないということが1つあるそうです。それと、今、少し議員がおっしゃいましたけれども、合わせるということも全く不可能ではないそうですが、多額の費用がかかると。ですから、合わせる必要性がそこに生じるのかと。それだけの費用をかけて合わせる必要があるのかというようなことがあるそうでございまして、ですので、基本的にはデジタル無線のほうはデジタル無線でいかせていただいて、今ある地区の有線放送については、その活用については今までどおりやっておくと。そういうことで、重ねていただくことによって、情報伝達はより一層うまくいくのではないかという、そういう方法を今後いろいろ協議してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「次、お願いいたします」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。町内の空き家対策はということで、放置空き家の認識はどうであるかということで、執行部の答弁を求めます。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

おはようございます。林眞敏議員さんの町内の空き家対策は、①放置空き家への認識はどうであるかにつきまして回答させていただきます。

一昨日、吉富隆議員様の質問の中でお答えしましたことと重複しますが、平成24年9月区長例会で、区長様に依頼し、空き家調査を行いました。調査を受けた空き家の軒数は50軒と、平成26年3月24日、屋形原地区からの要望1軒を含め、合計で51軒でございます。

以上でございます。

**○9番（林 眞敏君）**

軒数につきましては、昨日承知をいたしました。

私がここでお聞きしたいのは、空き家が防犯という観点と、あるいは再利用という観点から、私は再利用というほうに動いて質問をさせていただきたい。屋形原の件につきましては、あれは防犯ということになると思いますけれども、空き家はほったらかせば、ますます放置空き家、あるいは政策空き家、あるいは慣例空き家と3つぐらいあるかもわかりませんが、一例を申しますと、あそこの図書館の前にそば屋さんできておりますけれども、あそこも聞くところによると空き家だったというようなことです。これは、有効活用することによって、このような形。あるいは、よその市町でも、空き家は空き家として放置するのではなくて、そこに何らかの形でNPOが入って行って、そこを利用して、NPOとして利用できているところもたくさん聞いております。上峰町では余り聞いておりませんが。

そのような観点から、空き家というものを捉えてもらいたいというのが、きょうの私の質問の要旨です。空き家を放置する、防犯上どうするんだ、こうするんだという、これは大体誰でも思うことですが、そうでなくて、空き家を再利用するような方策、あるいは家主さんとの、あるいはもう少し管理されているような空き家等は相談して、そこに何々を紹介して、どうぞお使いになりませんかというようなこと、こういうことを聞きたいわけですが、こういうことについてちょっと私のほうが先に行っているかもわかりませんが、そういう観点は持っておられるかどうか、住民課長お願いしたいと思います。

#### ○住民課長（江頭欣宏君）

空き家はあくまでも所有の財産であり、空き家があるということだけで問題にすることはできないと考えております。

空き家の管理不全な状態により、近隣住民の方が不安を感じたり、迷惑を受けたりすることを問題としておりますので、再利用について行政でどうするかということについては、今のところ考えておりません。今後検討していきたいと考えております。

以上です。

#### ○9番（林 眞敏君）

考えておりませんでは、前に進むということではなくて、やはり思考、考える、物事を考えて前に進む。行政がそういうところは主導していけば、明るい、開けるところがあると思うんですね。過去こうであった、条例ではこうだ、規則ではこうだ、ここで余りにも縛り過ぎて、それより外に出ることができなければ、前に出るということはないと思います。

そういうことをしているところもあります。よその市で。よその市というよりも、私は佐賀市のことを言っていますけれども、佐賀市ではそういうことをやっております。ニーズがあればできるんじゃないかと思います。あるいは行政がしっかりしたパイプ役になって、あなた要る人、私貸す人じゃないですけど、そのようなところ空き家がある、放置している、管理者がいる、家主がいる、それじゃ防犯上どうだと言っても、それはいつまでたっても空き家は空き家としての価値しかない。空き家は利用すれば利用できるということがある、その橋渡しもできるんじゃないかと思えますけれども、考えておりませんでは一つも前に出ませんので、50軒の空き家が全部利用できるかどうかはわかりませんが、そういうことも考えていていただきたい。恐らく、利用したいという人も、このような町がこういう方向性を出してこうやっていただけなのであれば使いたいなど、赤ちゃんの遊ぶ場所にもできる、あるいは小間物をつくるおばあちゃんたちがそこに寄り集まって、何々をつくらしたりする、そういう、あるいは憩いの場としても使えるという、こういう考えは全くないのか、あるいは考えていくのか、あるいは空き家はあくまでも空き家として放置するのかということをもう1回、ちょっと住民課長、もう一歩前に進んで考えていただきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

### ○住民課長（江頭欣宏君）

空き家はあくまでも個人の所有の財産でありますので、行政として立ち入ることは、私自身はできないと考えております。

以上でございます。

### ○9番（林 眞敏君）

住民課長のお話では、個人の持ち物、それはもうわかっております。個人の持ち物というのはわかっております。でも、それを空き家だから放置するのではなくて、空き家の個人の持ち物をお話の仲介に入るということを私は申しておるわけですけれども、住民課長にこれを幾ら質問しても返ってくることは同じだと思います。町長、副町長、このあたりが空き家は放置するのか、あるいは持ち主いるので何ともできないのか、このあたり、空き家問題と言いながら何もしないのであれば何にもならない、利用する方法はあるのかないのか、このあたりちょっと考えていただきたいと思うんですけれども、町長、あるいは副町長、空き家についてはどうしたらいいだろうかということについて、もしノウハウを持っておられれば、ちょっとお答えしていただきたいと思います。

### ○町長（武廣勇平君）

林議員のお尋ねであります。町内の空き家対策ということで、空き家の再利用を行政で行うという御提案かと思いますが、これは代執行のときにもお話し申し上げましたが、行政は固有の私有財産を勝手に再利用したりすることは当然、今、課長申し上げましたようにできません。多くの自治体でされているのは、空き家バンク制度をつくられて、それを宅建の取得をされている業者さんたちにお知らせするということから、町づくりの協議会だったり、NPO団体、特に都会のほうが多いと思いますけれども、そういう市民活動の場として再利用をされるきっかけといいますか、そういう環境を整えていると。こういう空き家バンクを設けることについては、条例整備等なくてもできるのではなかろうかと思うところもあり、条例を整備されているところもあると聞きます。

この空き家対策で、町民の皆様が多く求められるのは、恐らく環境の点から問題をお持ちの地域が多いわけですので、こうして代執行等の規定をしっかりと盛り込めるかどうかにかかってくると思いますが、これにつきましては、今国会に上程中の法律がきちっと国のほうに定められなければ、この間具体的に説明を申し上げましたけれども、簡単に言ってまだグレーゾーンのところが法律の定めがなく、通達に基づいて条例整備し、それを執行していくということ自体が問題がかなり大きいということで、代執行規定を設けられている自治体はあるにはありますけれども、実際執行している例はないというふうに確認をしております。

また、県内でもこの空き家適正管理条例の執行状況を申しますと、勧告と命令、公表、罰則、代執行というそれぞれ規定がありますけれども、代執行を設けていない自治体もございます。現在、14団体がこの空き家等適正管理条例を整備済みでありまして、本町はまだ整備

をしておりませんが、そのうちの代執行がないところが3つございます。そんな状況に今あるということを理解していただければというふうに思います。まずは、法律の整備がされるのが先ではないかと思えます。

**○9番（林 眞敏君）**

ありがとうございました。

さらに、空き家は不動産管理の必要な空き家というのもまだかなりあると思いますね。これはもちろん、不動産会社というのが持っておりますので、即というわけにはいきませんが、入り込める余地、私も空き家バンクという観点からということで、資料は準備をさせました。今、町長から答えていただきましたので、これについては再質問いたしません。

要は結論を言いますと、空き家はそのまま放置をすれば、いい方向にはひとつも向かわないと。持っておる持家、管理者それぞれおられますけれども、現状のまま放置をすればますますいい環境には持っていけないと、それをいいほうに持っていくのにはどうするかということについて、行政として考えていける、代執行とまではいきませんが、考えていける分野がまだこれから、あるいはこれから先ますますふえるかもわかりませんが、空き家が。そういうときに、後追い政策ではなくて、先を行く政策で、空き家をできるだけふやさない、あるいは防犯、防災等の観点からもありますけれども、何とか食い止めるというところ、そのぐらいの努力をしていただけたらと思います。

この件については以上で終わります。

**○議長（中山五雄君）**

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。業者の管理空き家については情報交換などはあるのかということで、執行部の答弁を求めます。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

それでは、林眞敏議員さんの町内の空き家対策に、業者の管理空き家については情報交換などはあるのかについてお答えいたします。

宅建業者としては、空き家の借家管理しているところがないが、今後借家も老朽化していき、所有者も不明になっていく可能性があるという意見を聞いております。

以上でございます。

**○9番（林 眞敏君）**

非常にこれは難しい問題だと私自身ももう最初考えておりましたが、やはりこれはそのままじゃいけないという観点でいたしました。

私も宅建業者で、6年間不動産会社に勤めておりました。仲介、あるいはその点については知っているところもあります。ただ、行政と宅建業者、あるいは管理会社との接点がどこまで持てるのかということも疑問には感じております。しかし、現実には現実として、先ほど申

しましたけれども、私の家の300メートル圏内に3軒の空き家がある。これはもちろん全て管理されておる空き家ですけれども、上峰町は人口がふえている、あるいはこれからますますふえるのか。家は新築したいけれども、なかなかお金も要ると。

行政が宅建業者を通じて物をあっせんするという事は、これはもう法律的にできませんけれども、情報交換とかもし頻繁にできるような環境ができれば、癒着というのもちよっとまずいんですけれども、何らかの情報交換みたいなものができれば、空き家も少しずつでも減ってくるのかなと思うような疑問があつて、この質問をいたしました。住民課長、このあたりどうなんですかね。できるのか、あるいはこれからやっていけるのかどうか、法律的なものもありますけれども、ちょっと知っておられる範囲でお願いしたいと思います。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

先ほど町長が申しましたように、空き家バンク制度について研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○9番（林 眞敏君）**

よろしく願いをいたします。

同僚議員の各方も空き家については非常に問題意識を持っておられますので、できるだけいい方向に進んでいっていただきたいと思います。

私の質問を終わります。

**○議長（中山五雄君）**

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。一般質問が全て終了いたしました。

ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

異議なしと認めます。したがって、10時40分まで休憩いたします。休憩。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

**○議長（中山五雄君）**

再開いたします。

これより議案審議に入ります。

**日程第2 議案第33号**

**○議長（中山五雄君）**

日程第2．議案審議。

議案第33号 上峰町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正す

る条例。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

○9番（林 眞敏君）

この条例の一部を改正する条例で、条例を見ますと、金額は各自治体の定める条例によるということが出ておりましたけれども、上峰町としては、これは総理府のそのままの金額になっておりますけれども、内部での独自案というのは検討されたんでしょうか、それとも全国統一性のあるものなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長（北島 徹君）

これは、結論から申し上げますと、統一をされております。基金のほうからいただく金額をそのまま退職報償金としてお支払いするという形になっております。

以上です。（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第33号の質疑を終結いたします。

### 日程第3 議案第34号

○議長（中山五雄君）

日程第3．議案審議。

議案第34号 平成26年度上峰町一般会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○1番（原田 希君）

説明の15ページ、款の10．教育費、項の1．教育総務費の節の15．工事請負費、説明の小学校通級指導教室改修工事300千円、これの説明と、これのほかに小学校関係で改修とか修理とか、そういったのが上がっているかどうか、お尋ねをいたします。

○教育課長（小野清人君）

15の工事請負費、小学校通級指導教室改修工事300千円の件でございます。これにつきましては、まず、通級教室とはいかなるものかという御説明をさせていただきます。

現在、小学校には特別支援教室というものがございます。特別支援教室につきましては、知的、情緒、それから肢体という3クラスがございます。これにつきましては、この教室に入級されている児童につきましては、常日ごろ支援を必要とされる児童でございます。

通級教室とは何ぞやということになりますが、通級教室とは、読み書きや計算など特定の能力に偏りがある学習障害、衝動的な行動をしがちな注意欠陥多動性障害、対人関係が苦手で、こだわりがある高機能自閉症やアスペルガー症候群などの子供が指導対象でございます。



例えば、平仮名は読み書きができるが、漢字については読み書きが難しいという児童を、水曜日の3時限目に国語の授業があったと。その国語の授業のときにそのお子さんだけを引き抜いて、通級教室でマンツーマンで指導すると、そういうことが通級のクラスでございませう。今年度は、11人のお子様はその通級教室に入級をされるということになっております。この通級教室は、今年度26年度にその教室を開いていいよという認定をいただきました。ということで、当初予算には全然間に合いませんで、今回の補正ということになっております。

話は戻りますが、その工事請負費、小学校通級教室の300千円、それと同じく15ページの需用費439千円、備品購入費550千円、全て通級教室に対する事業費でございます。

この工事費で何をするのかと申しますと、その教室については南校舎の1階、コンピューター室の東側にあります、現在パトロールに来ていただく皆さんの控室とコンピューターの準備室、この2部屋を予定しております。それで、この工事費につきましては、コンセントの増設、LANの配線、蛍光灯の増設等々を考えております。

以上です。

**○1番（原田 希君）**

通級教室の分についてはわかりました。

ほかはないかということで、ほかの学校関係は全部この分の関連だということですけど、先日、小学校の運動会がありました。そのときに運動場のマイクというか、スピーカー、これが半分ぐらいしか聞こえてなくて、全校生徒に案内をされていたんですけど、半分ぐらい聞こえてなかったんですよ。先生方が、いや、もうずっとこんな感じで調子悪いんですよということで、そのときたまたま議長もいらっしゃいまして、こういうのはすぐに予算計上をしないとイケないですよという話があったんですが、その辺ちょっと今回上がってないようですので、そういった話、教育長はそのときいらっしゃらなかったと思いますので、聞かれているかどうか、ちょっとお尋ねをします。

**○教育課長（小野清人君）**

スピーカーの件につきましては、学校現場のほうからは私は伺っておりません。が、そういうことであれば、修繕費等については当初予算で予算を計上しておりますので、その修繕費のほうで手当てをしていきたいと思っております。

以上です。

**○1番（原田 希君）**

ぜひすぐにでも話を聞きに行ってください、対応をお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

もういいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか質疑ありませんか。

**○9番（林 眞敏君）**

8ページをお願いいたします。

民生費の目の老人福祉費、節の13. 委託料、地域包括センター相談体制強化事業委託料、これについて説明をお願いいたします。

**○健康福祉課長（岡 義行君）**

ただいまの御質問の8ページの3の老人福祉費の中の13の委託料、地域包括センター相談体制強化事業委託料ということで2,755千円計上しておりますけれども、この件につきましては、まずは緊急雇用のほうの関係の部分でございますけれども、当初予算で半年分、6カ月の緊急雇用で2,827,548円ということで、緊急雇用で半年分計上しておりましたけれども、この部分で相談体制の強化ということで1年間延ばすということで2,755千円を追加しまして、1年間分5,582,028円ということでの計上で計画しております。

以上です。

**○9番（林 眞敏君）**

当初、緊急雇用で、当初予算では半年で設定をされていたわけですか。当初予算で1年ということはしなかったと。

**○健康福祉課長（岡 義行君）**

当初計上時につきましては半年間相談体制ということで、この社会福祉協議会のほうでの地域包括支援センターのほうで計画をされましたけれども、相談体制を強化したいということで、現在この地域包括支援センターには3名の職員がおりまして、それではなかなか事細かな相談までいかないということで、もう1名、1年間ということで追加が上がりましてので、今回、今議会のほうで予算計上をお願いしているところでございます。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○5番（松田俊和君）**

ページ数は11ページ、これの中ほごみステーション容器補助金350千円という数字が上がっていますが、同じ名称で当初予算のときには、ごみステーション容器補助金ということで35千円上がっています。要するに10倍の数字でもって補正が上がっていますが、上がっているのは容器が必要だからの話になっていると思うんですけれども、35千円で3月に上げておいて、補正の6月でもって350千円という10倍の数字で上げるというところに、何か計算が違ふんじゃないかと思いますが、そこら辺の数字のやりくりの仕方と、この35千円というのは、反対からいけば10倍ということは、ただ単なる35千円の1個分で上げてあったかをそこら辺を教えてもらいたいと思います。

以上です。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

ページ数11ページ、款の4、項の2、1の塵芥処理費、区分の19、負担金、補助及び交付金、ごみステーション容器補助金350千円について御説明いたします。

先ほど35千円ということですが、35千円については、このごみステーションの補助金要綱によりますと70千円の2分の1の上限で35千円となっております。ですので、35千円としております。今回補正をお願いしておる350千円については、10基分でございます。地区につきましては三上地区の区長様より2カ所、6基分、そして井手口区長様より2カ所で4基分、合計で4カ所、10基分の申請が上がっている分でございます。

以上でございます。

**○5番（松田俊和君）**

そしたら、3月度に35千円という数字が上がっているのは、1基分としてのただ単なる数字の確保のために上げてあった数字になるわけでしょうか。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

当初の35千円は、上米多地区からの要望の分でございます。今回新たに10カ所分が上がっている次第でございます。

以上でございます。

**○5番（松田俊和君）**

そしたら、3月度に上げてあったこの35千円というのは、70千円の半分でもっての1カ所分になるわけですか。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

そのとおりでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○4番（碓 勝征君）**

10ページをお願いいたします。

10ページの衛生費の8、報償費、環境美化推進の看板標語の募集ということで上がっておりますけれども、これは、私が前回より指摘しております看板の整備、塗りかえですか、そういうやつと関連したところでの標語の募集ということの予算ですかね。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

碓議員さんの、ページ数10ページ、款の4、衛生費、項の1、保健衛生費、目の1、保健衛生総務費、節の8、報償費、説明の環境美化推進看板標語募集賞品91千円でございます。今、碓議員さんが言われたような形で、小学生と中学生に標語及びデザインをお願いして、その謝金を含めたところでの計上でございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

これはいち早く取り組んでほしいということで申し上げておりましたけれども、これの実行時期と申しますかね、いつごろに予定をして計画をしていくのか、お尋ねしたい。

○住民課長（江頭欣宏君）

標語募集については、夏休みを利用して小学生、中学生にお願いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

その取り扱いは結構ですけれども、加えて看板の設置変更とか、既設分の取りかえとか、そういう実行時期ですね、目安、いつごろやるのかですね。

○住民課長（江頭欣宏君）

標語募集して、最終的に案を煮詰めて、遅くとも年度内と考えております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

碓議員、いいですか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

6ページをお願いいたします。

この中で目の4．交通安全対策費でカーブミラー新設工事が上がっていますが、これは何か所、できれば場所も教えていただきたいと思います。

それと、その下、企画費で時事行政情報ライセンス料ということで上がっていますが、これの説明をお聞かせください。

○総務課長（北島 徹君）

まず、交通安全対策のほうで、カーブミラーのほうで答えをいたします。

336千円につきましては、井手口地区内3カ所、三上地区内1カ所、計4カ所でございます。

○企画課長（高島浩介君）

私のほうからは、時事行政情報ライセンス料ということで御説明をさせていただきます。

時事行政情報ライセンス料ということですが、こちらにつきましては、昨年も予算計上をしておりましたが、通称iJAMPということで呼ばれておまして、時事通信社のほうが提供します有料の行政情報サービスということでございます。

主な内容といたしましては、中央省庁や地方自治体の政策などを時事通信社の専門記者が取材し、国、県を伝わるルートよりも先に最新の情報として契約者へ流すと。それをそれぞれのパソコンで閲覧できるというシステムの登録料ということでございます。

このライセンス料につきましては、先ほど申しましたとおり、平成25年度も補正のほうでお願いをしておりましたが、平成26年度につきましては、4月から6月までが無料のお試し期間があるということで、これにつきましては全職員が一応無料で使えるということで、6月までそれを使いまして、後はどこまで再契約をやるかというような検討を行うということでしておりましたが、今回お試し期間のほうも終了しまして、内部協議の結果、交付金等の予算が今どんどん変わっているということで、そこで中央の最新情報を得るためにはまた必要であろうということで、昨年同様、町長以下課長まで配備をさせていただくということで今回予算のほうを計上させていただいております。中身につきましては、26年の7月から27年3月までの9カ月分ということでお願いをいたしております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

**○8番（大川隆城君）**

次に、お尋ねします。

12ページをお願いします。農林水産業費の中の目の7. 農業基盤整備促進事業費で補助金が計上されておりますが、この中身としては設計料あたりも含んでいるのかなという感じがしますが、その辺、説明をお願いします。

**○産業課長（原楨義幸君）**

議員お尋ねの12ページ、目の7. 農業基盤整備促進推進事業費の中の19の負担金、補助及び交付金の中で農業基盤整備促進事業補助金の47,016千円の内訳なんですけれども、今回、上峰北部地区の暗渠排水工事を行うために概算積算されたものでございます。この分につきまして、三養基西部土地改良区より要望されたものを今回お願いしているものでございます。

内訳といたしまして、上峰北部地区、施工面積につきましては56ヘクタール、工事費につきましては126,781,200円、概算の工事費はそういうふうになっております。設計費といたしまして4,104千円、計の130,885,200円となります。うち、国庫補助金が84,000千円あります。残りの46,885,200円を今回要望されたものでありますし、また、平成24年度、25年度の国庫補助金より上回った額、平成24年度101,700円、25年度28,950円、計の130,650円を合わせまして47,015,850円を今回要望されておりますので、その分を予算計上お願いしているものでございます。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

先ほどこの中に設計関係が4,100千円程度含んでいるということでありましたが、そうすると、前回からこの関係の協議がなされてきておったわけですが、従来は丸々補助金ということで、反当150千円ということでありましたが、今回多分伸びるというようなことで、そ

の分については町費でというような話で来ておったわけですが、最終的にいけば、じゃ、この北部については反当どれくらいになるわけですかね。

**○産業課長（原楨義幸君）**

今、工事費が126,781,200円の概算の工事費でございます。それを10アール当たりいたしますと226,072円となります。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

大体150千円プラスアルファがどれくらいになるかというのは、なかなか前回までははっきりしたところはわからなかったわけですが、聞く範囲では、プラス30千円、40千円というふうな話も聞いておったものですから、それからいけば結構伸びたなという感じがいたしますが、参考までにですけれども、これの根拠は何が根拠でこういう金額になったのか、できればお聞かせ願いたいと思います。

**○産業課長（原楨義幸君）**

根拠と申しますと、前回、碓地区の今回、繰越明許をお願いしている分でございますけれども、当地区におきましても概算設計費で約200千円ほどの工事費を組ませていただいております。その関係上から見て、北部地区についても226千円というのはそんなに遜色するものじゃないと思っております。

以上です。

**○町長（武廣勇平君）**

根拠は、三養基西部土地改良区さんからいただきました設計に基づいて我々は上程しているのみでございます。土地改良連合会のほうからの設計と聞いております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

**○8番（大川隆城君）**

なかなか以前から今後については希望する地域がふえるからという話も聞いておったものですから、そうだろうなというふうに思うところであります。

次に、16ページをお願いいたします。

教育費の中学校費の目の2. 教育振興費でオンライン補充学習委託料が減額の2,995千円ですか、なっておりますが、このことの説明をお願いします。

**○教育課長（小野清人君）**

オンライン補充学習委託料でございますが、これにつきましては県の緊急雇用創出基金事業を利用して行うものでございます。

予算委員会の折には、中学生3年生を対象にこの事業をやろうというふうなことで検討いたしておりましたが、創出基金の事業内容を精査した結果、早くても3学期ぐらいにしかこの事業を開始することができないだろうということになりまして、それでは3年生を対象に

すると受験も始まっておりますので無理だろうということでございまして、1年生を対象にやろうということになりました。1年生が現在98名、3年生が120名以上おりましたので、その辺で人数が減ったことについてこの委託料の減額となりました。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

#### ○8番（大川隆城君）

続きまして17ページ、教育費の保健体育費の節の19. 負担金、補助及び交付金のところで総合型地域スポーツクラブ補助というのが上がっていますが、これの説明をお願いします。

#### ○生涯学習課長（吉田 淳君）

総合型地域スポーツクラブ、この補助金は、スポーツクラブふれあいゆうゆう上峰に対する補助金の増額補正をお願いしているところでございます。この補助金は、総合型地域スポーツクラブが行います自立支援事業について、スポーツ振興くじからの助成金の残りを町が補助するものでございます。当初予算では、規定により9割の助成をいただけるものと見込み、町補助金は1割を予算しておりました。しかし、4月23日付で届きました助成金の内示額は、広く多くの団体に助成するとの理由で事業費の5割助成にとどまりました。今回、大変申しわけございませんが、減額となりました4割相当については引き続き町が補助し、総合型地域スポーツクラブの事業計画の達成と自立支援を推進していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

#### ○8番（大川隆城君）

次に、ちょっと戻りますけれども、14ページをお願いします。消防費の目の1の節、需用費で873千円ですかね、上がっていますが、この関係では、これは国からやったかな、補助が200千円ほどついていますが、その補助を使って消耗品ということではありますが、この目的としては団員の何やったかな——ごめんなさい、消防団員確保対策事業費補助ということでありまして、その使い道が消耗品ということで上がっておりますが、この辺の説明をお願いします。

#### ○総務課長（北島 徹君）

お答えをしてみたいです。

この消耗品でございますけれども、これにつきましては、先ほど議員も言われました消防団員の確保対策ということで、200千円を上限に補助金をいただけるということがございましたので、今回、以前から消防団のほうから要望がございました消防活動の際の編み上げ靴、底に鉄板がある分ですね、今、半長靴でございますけれども、それについては以前からくぎを踏むとかいうそういう部分もあるというふうなお話ございましたので、今回は、その編み上げ靴について95名分について購入したいということで、購入して各部に配布をしたいということで873千円計上してお願いをしておるところでございます。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

今、95名分ということでの予算計上ということで答弁いただきましたが、団員数としては百何十名かいらっしゃるわけでしょう。そうすると、ちょっと足りんかなという感じしますが、その辺どんなですか。

**○総務課長（北島 徹君）**

確かにおっしゃるように定員は170名、実数170名ちょっと切れるというぐらいの団員数に現在なっております。それで、例えば、170名分全て購入しますと、基本的に200千円の上限というものの前に、この事業が2分の1補助というふうになっております。ですので、2分の1で上限が200千円ということになっておりますので、全員分を購入するということになると、そこら辺の兼ね合いが1つ補助事業にのせ過ぎと申しますか、それを利用して購入しているというようなところもちょっとぐあいが悪いという部分と、もう1つは、基本的に団との話し合いの中で、残りについて必要な部分があった場合については、団のほうで準備をしたいという話し合いが成り立ちましたので、95名分ということの数に落ちついたというところでございます。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

団のほうとの協議で了解があったということであればいいわけですが、じゃ今度は、消防団全体のことで関連でお聞きしますが、今現在、消防団員の確保が大変難しいと、少ないということで、全国的に消防団員確保ということで、いろんなメディアを利用してそういうふうなPR啓蒙が結構朝早くからなされておりますけれども、我が上峰町消防団としては、この団員確保の観点についてはいかがですか。

**○総務課長（北島 徹君）**

団のほうでの活動としましては、地域のほうでその呼びかけということを常々行っていたというふうに思っておりますし、そのほか放送局の局名はちょっと忘れましたが、今確かに新聞とかメディア、放送とかで今おっしゃるように非常に団員の確保というようなことで、消防団に入って活動していますというのが目につくと思いますが、そういったことに上峰町の消防団のほうからも写真を出して、そしてコメントを出して団員確保に当たると、そういうふうな活動をされております。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

それならば、当面、上峰町消防団としては、団員確保は大丈夫だということでもいいわけですね。どうでしょう。

**○総務課長（北島 徹君）**

この間の御臨席を賜りました消防の大会につきましても、退職よりも新入団員のほうが1



名上回っていたと思いますので、今後も基本的に定数、もしくは定数近くの団員の確保については、団長以下いろいろ苦勞はされておりますが、現有の状態は維持できるというふうに考えております。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかありませんか。

○6番（岡 光廣君）

5ページをお願いします。

節の1. 農地中間管理機構受託事業ということで1,306千円上がっておりますけれども、内容をよろしくをお願いします。

○産業課長（原楨義幸君）

5ページのお尋ねの農地中間管理機構の受託事業のことでございますけれども、それと関連しますが、歳出の分で12ページの目の3. 農業振興費の中に節の4の共済費とか7の賃金とかが関連してきますので、あわせて説明をさせていただきます。

平成25年12月5日に農地中間管理事業の推進に関する法律が成立し、12月13日に公布されました。我が国農業の構造改善を推進するために、農地利用の集積・集約化を行う農地中間管理機構を都道府県段階に創設するものであります。機構は市町村に業務委託できるとされ、ほぼ全ての市町村に委託することを国は想定しております。

佐賀県においては、平成26年4月1日付で公益社団法人佐賀県農業公社を農地中間管理機構に指定されました。佐賀県から指定された農地中間管理機構佐賀県農業公社より委託経費の要望調査が来ましたので、今年8月から来年3月までの8カ月分の主に臨時職員の賃金といたしまして1,036千円の要望をしているものであります。今回、予算計上をお願いしているものでございますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（中山五雄君）

ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第34号の質疑を終結いたします。

#### 日程第4 議案第35号

○議長（中山五雄君）

日程第4. 議案審議。

議案第35号 上峰町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

坂井忠明君の退場を求めます。

〔坂井税務課長 退場〕

○議長（中山五雄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第35号の質疑を終結いたします。

しばらくお待ちください。坂井忠明君の入場を認めます。

〔坂井税務課長 入場〕

#### 日程第5 議案第36号

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

日程第5．議案審議。

議案第36号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第36号の質疑を終結いたします。

#### 日程第6 議案第37号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案審議。

議案第37号 上峰町監査委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第37号の質疑を終結いたします。

#### 日程第7 議案第38号

○議長（中山五雄君）

日程第7．議案審議。

議案第38号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更について。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第38号の質疑を終結いたします。

## 日程第8 議案第39号

### ○議長（中山五雄君）

日程第8．議案審議。

議案第39号 平成25年度（繰越分）農業集落排水事業〔機能強化〕坊所地区污水处理施設機械電気設備工事の請負契約の締結について。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第39号の質疑を終結いたします。

## 日程第9 諮問第1号

### ○議長（中山五雄君）

日程第9．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

### ○9番（林 眞敏君）

田中清美さんは、教育委員をやっておられると思いますけれども、いろいろ教育問題、今、国でも県でも町でも全て同じですけれども、教育委員というものの、多忙と言ったらおかしいですね、教育委員が教育委員として充実して活動していくためには、兼務をすることがいいのか、あるいは教育委員として十分に全うしていただく必要があるのではないかということをお私に切に思います。教育委員をしながら、人権擁護委員を兼ねるとするのは、教育委員のほうの荷重が少し外れるということをお私に思っておりますけれども、教育を担当する方としては、これはどういうぐあいに思っておりますか、お聞きしたいと思います。

### ○教育長（矢動丸壽之君）

お尋ねにお答えいたします。

教育委員会といたしまして考えているところは、こういう人権擁護関係などいろいろ御相談も受けたりしたわけでございますので、広くいろんなことの知識を持っていただくと私は思っておりますし、これは非常勤の職員でございますので、兼務という、それには一切抵触はしないと思っております。

それから、そういう事例につきましても、これまで教育委員をしながら人権擁護委員をされてこられた方もおられましたので、私は、広くいろんな情報をまた教育行政にも十分に生かして活躍していただけるというふうに思っております。

以上です。

### ○9番（林 眞敏君）

以前もそうだったからこうだというのは、私は理由にならないと思います。教育委員は非常勤、もちろん人権擁護委員も非常勤であります。私の言うのが間違っておれば、Aという

人とBという人がもしおられるとしたら、Aに集約するか、Aという人とBという人2人とるか、このことについて、あるいは人権擁護委員の方にほかに適した人は町内におられないのか、このあたりも含めて、教育委員をしているから人権擁護委員と、1人が2つを兼ねるのか、2人おられれば2人のほうがいいのか、この件についてちょっと教育長、どうお考えかお答えしてもらいたいと思います。私であれば、2人いらして、Aという方とBという方が1人は教育委員、1人は人権擁護委員をするという、このほうが望ましいと思いますけれども、これは私は正論だと思えますけど、これはどういうぐあいにお考えですか。

**○町長（武廣勇平君）**

この人権というのは、これまで議員も人権等の研修にも出てこられたことでよくおわかりかと思いますが、21世紀は人権の世紀と言われます。また、子供の虐待、子供の置かれている環境、大変厳しい報道がなされている昨今でもあります。また、地域においては、子供を最優先する子育て環境づくりが行われているさなかであります。その中、人権の意識がしっかり市民、町民の方々に定着しているかということを考えるときに、いつも私どもは同和問題の研修等で、寝た子を起こすな議論という話を世間一般では聞くわけですがけれども、寝た子を起こすな議論は間違いだということをお勉強していると思えます。

つまりは、人権意識というのは、誰もがふとしたときに相手よりも優位に立ちたいという心構えから出てくる意識のことであり、これを防ぐためには常日ごろから研修の場、また啓発活動、これを続けていかなければいけないというのが同和問題の人権意識、勉強会で学ぶことであります。そうしたときに、今この社会の中で、どの団体が、どのグループがこの人権意識の啓発活動を行っているか。企業のトップセミナー、もしくはこの役場、公共的環境における人権教育の場であります。

私が今回考えますのは、子供の虐待、そして子供の置かれている環境を十分に熟知された方、また加えて、こういう啓発の場で学びの環境でしっかり勉強をされてこられた方、加えて、総合計画にも書いておりますけれども、町民の暮らしの中に人権を尊重する考えを根づかせ、習慣として定着させることが必要だということを教育の場、また、こういう場で行動を起こせる人という視点で御提案を申し上げているところでございます。

以上です。

**○9番（林 眞敏君）**

私は、1人が2つを兼ねるというんじゃなくて、2人が2つをすると。1つの仕事に熱中できると。もちろん共通性はあると思えます。教育委員と人権擁護委員というのは、共通性はあると思えますけれども、違うところも多々あると思えます。果たして教育委員の方が教育以外の人権に絡むこと、これも非常に多いんだと思えますね。人権問題、これは教育問題からイコールということもあると思えますけれども、イコールじゃない面が非常に多いんじゃないかと。それに教育委員会の教育に一生懸命熱中をしなければいけないというのはわか

っていることでしょう。その人にあえてまた人権擁護委員をしていただくということ自身、問題があると言ったらおかしいですけど、過去そうであったから今後もそうであるじゃなくて、ほかに人権擁護について十分プロ的な方も町内にはおられると思います。そういう方を選んだほうが、この方は教育委員として熱中していただけるというほうがよりベターであると思いますけどですね。これは思わないと言うほうがおかしいと思います。2人おってそれぞれの方がそれぞれのことをやっていただくのがいいんだと思いますよ。それをあえてここに固執をするということが果たしていいのか悪いのか、これは平らな一般的な常識として考えていただきたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

私は、過去そうであったからこの方、教育委員の方を推挙しているということでは申し上げておりません。過去も同様なお考えだったのではなかろうかというふうに思います。教育委員との兼任が総合計画で示すとおり、人権意識の定着に有効だと。有効といいますとちょっと失礼な言い方になりますが、必要だというような必要条件を考えられて提案されたものだと思いますし、私どもも今回そうしている。林議員はその必要性は今お認めになられたと思います。教育委員としての職務とこの人権意識、学びの経験をされてこられた方との定着について尽力していただくことに理解を示していただいたと思いますが、逆に言うと、私は反問する資格はございませんけれども、であってはならない理由等もぜひお聞かせいただきたいと思うところですが、私どもとしましては、教育委員をされている方のほうが人権意識の定着にも有効であるし、特にこの同和問題のみならず、人権は幅広うございます。子供の置かれている虐待の現状、そういう家庭内の暴力等もこの人権擁護の関係で十分力を発揮していただけるものだと思っておりますので、私どもはそういう御意見で提案をさせていただいております。

**○議長（中山五雄君）**

町長、理由をということで言われましたけれども、それは反問権に値しますから、それは、理由を聞きたいということは取り消しをしていただきたい。

**○町長（武廣勇平君）**

理由を聞きたいということは取り消させていただきますが、私どもはそうした人権意識を啓発する上で必要な方だということで申し上げます。

以上です。

**○9番（林 眞敏君）**

この話は恐らく私は言っても返ってくる答えが一緒であれば、これ以上、議案について説明を求めても同じだと思いますので、一旦これは打ち切らせていただきます。

**○議長（中山五雄君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、諮問第1号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって、6月12日は休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、6月12日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさんでした。どうもありがとうございました。

午前11時32分 散会